

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、安全で災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定める住宅・建築物耐震改修事業及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定による千葉県耐震改修促進計画に基づき、この要綱及び千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき、耐震診断を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業をいう。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第14条第1項第3号に掲げる建築物で、緊急輸送道路に接する建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有するもの及びその部分は除く。

(3) 補助対象建築物

緊急輸送道路沿道建築物で次の要件を満たすものをいう。

ア 千葉県域内にあるもの

イ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき設計・建設されたもの

(4) 耐震診断者

次のいずれかに該当する者であって、この要綱に基づき緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行う者をいう。

ア 鉄骨造・鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等については、千葉県耐震診断助成事業要綱に規定する千葉県マンション耐震診断士名簿に記載されている者

イ 木造については、千葉県耐震診断助成事業要綱に規定する千葉県木造住宅耐震診断士名簿に記載されている者

(5) 補助事業者

次のいずれかに該当し、市からの補助金の交付を受けて補助対象建築物の耐震診断を行う者をいう。

ア 補助事業を行う補助対象建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合、共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体）

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(6) 耐震診断

耐震診断者が行う耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、同法第4条第1項の基本方針に基づき建築物の安全性を評価することをいう。

(7) 緊急輸送道路

災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、千葉県地域防災計画に位置づけられた路線。

(事業要件)

第3条 この要綱に定める補助事業は次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

(1) 耐震診断に関し、この要綱以外の補助金交付の決定を受けていない建築物であること。

(2) 建築基準法に違反していない建築物であること。（耐震関係規程以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

(3) 補助対象建築物の所有者が市民税、固定資産税・都市計画税等の市税を滞納していないこと。ただし、補助事業者が区分所有者の団体である場合は除く。

(耐震診断の方法)

第4条 耐震診断者は、耐震診断に必要なデータを、現地調査又は地質図若しくは設計図、施工図、施工記録等により正確に確認し、現地調査の結果を写真に記録しなければならない。

2 耐震診断においてソフトウェアを使用する場合、当該ソフトウェアは、一般財団法人日本建築防災協会の認定を受けたものを基本とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付については、補助要綱に基づき実施するものとする。

(指導、監督)

第6条 市長は、補助事業を実施している耐震診断者等に対して、事業の計画の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業を実施している耐震診断者等に対して、事業の適正な執行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告を行うことができる。

(実施の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。